証券業界における書面、押印及び対面を要する業務のさらなる見直しに向けて（第二次取りまとめ）【概要】

資料６
2020年12月15日
日本証券業協会「証券業界における書面・押印・対面手続の見直しに関するワーキング・グループ」

はじめに

- 本年9月15日、本WG「第一次取りまとめ」を公表。
- その後の政府によるデジタル化に向けた方針を踏まえ、証券業界としても書面、押印及び対面を要する業務のさらなる見直しを推進するために第二次の取りまとめを実施

Ⅰ．「第一次取りまとめ」公表以降の書面・押印・対面を要する業務をめぐる動向

政府
- 本年9月に発足した菅内閣は規制改革とデジタル化推進に向け取組みを推進
- デジタル化を阻害している規制・制度の見直しと最新化による規制のデジタルトランスフォーメーションを実施
- デジタル庁新設を掲げ、取組みを加速

金融庁
- 「金融業界における書面・押印・対面の手続の見直しに向けた検討会」における精力的な議論（これまで８回開催）
- 法務省のシステム改修に伴い、金融庁でも、申請等における登記事項証明書の添付を不要とするなど、デジタル化に向け取組み

証券業界
- 証券業界における書面、押印及び対面手続の現状把握のためのアンケート調査を実施
- 一部の地区協会における取組事例の共有
- 「働き方改革そして女性活躍支援分科会」では、多様な働き方に資するようテレワーク等に関する課題・対応策等を取りまとめ

Ⅱ．「第一次取りまとめ」公表以降の本WGにおける検討

取組事例の発表及び質疑応答

◆ 本WG委員２社より取組状況を発表

①中堅証券会社
- 1人1台端末体制によりデジタル化推進
- 自社開発システム化による業務見直し

⇒ システム効率化、コスト削減、永続的発展を目指す

②大手証券会社
- 端末整備等によりロケーションフリーでの業務を実現
- 顧客受入書類等の電子化

⇒ 手続・サービスを拡大、将来的には営業店事務廃止を目指す

書面・押印・対面を要する業務の課題共有

◆ 公販ネットワークについて

投資信託の委託会社と販売会社が日々の基準価格や設定解約情報等のやり取りを行うネットワークインフラ。ベンダー３社が提供している。

（公販ネットワークの課題）
- 複数のネットワークとの重複契約
- 異なるネットワークを使う会社間ではFAXによる事務が発生

▼

- 投信協による改善要望
- JPXによる証券ポストトレード領域におけるDLT情報共有基盤を活用した検証

本WGの委員各社から寄せられた「書面・押印・対面を要する手続」に関する対応状況

◆ 各種手続きについて関係機関に対し見直しを要請。税制関係手続の見直しが与党税制改正大綱において明記されたほか、関係機関において以下の運用変更が実現

（日本投資者保護基金）
- 従来、押印・書面が必要であった同基金への提出書類・手続15項目について、押印不要化、メールでの提出受付が実現

（日本証券クリアリング機構）
- 引渡有価証券の授受に際し、届出印（有価証券受渡印）の押印等から資格証提示による方法へ変更

（日本銀行）
- 同行に提出する一部の書類・手続について、押印を省略したものの受付、メールによる方法を導入

その他、今般の協議を通じて、既に手続が廃止・電子化されているものも一定数を確認

本協会が会員に求めている手続の見直しの検討状況

本協会が会員等に対して、書面・押印・対面での手続きを求めている項目のうち、書面電子化、押印廃止が可能と整理したものについては、これまでにすべて実現

おわりに

- 証券業界においては、顧客にとっての利便性向上を念頭に取組みを継続するとともに、デジタル化推進や業務見直しにより効率化を図る。
- テレワークにみられる柔軟な働き方を実現し、多様な人材が活き活きと働くことができる環境につながる取組みを進める。

証券業界における書面、押印及び対面を要する業務のさらなる見直しに向けて
（第二次取りまとめ）

２０２０ 年 １２ 月 １５ 日

日 本 証 券 業 協 会

「証券業界における書面・押印・対面手続の見直しに関するワーキング・グループ」

目　　次

ページ

はじめに 1

Ⅰ.「第一次取りまとめ」公表以降の書面・押印・対面を要する業務を巡る動向..... 2

１．政府の動向 2

２．金融庁の動向 2

３．証券業界の動向 3

Ⅱ.「第一次取りまとめ」公表以降の本 WG における検討..... 4

１．取組事例の発表及び質疑応答..... 4

２．書面・押印・対面を要する業務の課題の共有（公販ネットワーク）..... 6

３．本 WG の委員各社から寄せられた「書面・押印・対面を要する手続」に関する対応状況 7

４．本協会が会員に求めている書面・押印・対面の手続の見直しの検討状況..... 8

おわりに 9

【参考資料】

別紙１　　これまでの経緯

別紙２　　金融庁検討会説明資料（※別紙として添付していた本 WG 第一次取りまとめは、ここでは添付省略）

別紙３　　投資信託協会資料

別紙４　　日本取引所グループ資料

別紙５　　令和３年度税制改正大綱（デジタル化関係抜萃）

別紙６　　書面・押印・対面を要する手続の見直しが行われた事項

別紙７　　本協会が会員に提出を求めている書面の電子化及び押印の廃止について

はじめに

「証券業界における書面・押印・対面手続の見直しに関するワーキング・グループ」（以下「本 WG」という。）は、証券業界における書面、押印及び対面を要する業務を洗い出し、これらの削減、電子化及び簡略化について検討を行うことを主眼として、2020 年７月に証券戦略会議の下部機関として設置された。同年９月には、委員各社において取り組んでいる書面、押印及び対面を要する業務の見直しの例を持ち寄るとともに、さらなる見直しに向けた課題を共有するため、「第一次取りまとめ」を公表した。

この間、政府においては、新型コロナウイルス感染症や規制のデジタル化への対応として、行政手続の書面、押印及び対面の見直しのほか、民間同士の手続のデジタル化を進めるに当たって取引の際の書面の交付義務など、規制がデジタル化を阻むことのないよう、抜本的な見直しを進めていくとの姿勢が示されており、規制のデジタルトランスフォーメーションへの取組みが加速している。

そこで、「第一次取りまとめ」公表後の政府による取組みの方針を踏まえ、証券業界としても書面、押印及び対面を要する業務のさらなる見直しを推進するべく、本 WG における検討状況を「第二次取りまとめ」として公表し、課題解決の方向性を示すこととした。

本取りまとめが証券業界における一層の業務の見直し及び効率化の推進の一助となれば幸いである。

Ⅰ.「第一次取りまとめ」公表以降の書面・押印・対面を要する業務を巡る動向【別紙１参照】

１．政府の動向

2020 年９月 16 日に発足した菅内閣は、規制改革とデジタル化推進を重要課題として掲げ、スピード感を重視して取組みを進めている。同年 10 月７日に開催された第１回規制改革推進会議では、新型コロナウイルス感染症への対応として、行政手続における書面・押印・対面の見直しに加えて、民間における書面・押印・対面についても抜本的に見直し、デジタル化を促進することが取組みとして挙げられるとともに、規制のデジタルトランスフォーメーションについて、デジタル化で世界に伍していくため、デジタル化を阻害している規制・制度を徹底的に見直し、規制・制度の最新化を進めていく姿勢が示されている。

規制改革及びデジタル化推進の具体的な政策として、菅首相は、デジタル化を一元的に担う機関としてデジタル庁を新設することを掲げ、2021 年秋の設置を目指して準備を加速するように指示している。また、河野行政改革担当大臣が、行政手続での押印を原則廃止とする方針を表明しており、これを受けて、各府省が課題の洗い出しを進め、2020 年 11 月 13 日付で内閣府において、各府省からの回答が取りまとめられている。

２．金融庁の動向

2020 年８月 31 日に公表された「令和２事務年度金融行政方針」[1]において、金融機関等から受け付ける申請・届出等について、適切なオンライン化のあり方を検討した上で、すべての手続についてオンラインでの提出が可能となるように、2020 年度中にシステムの整備及び制度面での対応を行い、2021 年度中に運用を開始するとの方針が掲げられており、金融分野における書面・押印・対面手続を前提とした我が国の制度・慣行を見直す取組みを進めることとされている。

具体的な動きとしては、2020 年６月に金融庁に設置された「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」（以下「金融庁検討会」という。）において、これまで８回にわたり精力的な議論が行われているところである。本協会は、証券業界における書面・押印・対面手続の見直しについて、金融庁検討会の場で「第一次取りまとめ」の公表までの検討状況や本 WG 委員各社の取組事例についての説明及び出席者との意見交換を行った【別紙２参照】。また、本 WG の第６回会合において、金融庁担当官から、2020 年 10 月 22 日の「規制改革推進会議」の下に設けられた「投資等ワーキング・グループ」で金融庁が行った説明[2]を基に、同庁の書面・押印・対面手続の見直しに関する取組みについて説明がなされた。

---

[1] 令和２事務年度金融行政方針「コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く」参照。
https://www.fsa.go.jp/news/r2/200831.pdf

[2] 第２回　投資等ワーキング・グループ
https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/toushi/20201022/agenda.html

また、2020 年 10 月 26 日より、法務省の登記情報システムが改修され、国の行政機関間において登記情報を連携・共有する仕組みが開始されたことから、金融庁においても、法令に基づき登記事項証明書の添付を求めている申請等については、法務省の登記情報システムから登記事項証明書を取得することとなり、申請等における登記事項証明書（海外当局が発行するものを除く。）の添付は不要とされた。さらに、府令等に基づき国民や事業者等に対して押印を求めている手続の押印廃止に向けて、所管府令等の整備が進められる（公布、施行は 2020 年 12 月予定）など、デジタル化に向けた取組みが進んでいる。

３．証券業界の動向

証券業界では、かねてから電子化及び押印レス化に取り組んでいるところであるが、「第一次取りまとめ」では、当該取りまとめに記載された事例を参考に、各社対応可能なところから業務の見直し及び効率化を図ることとしており、証券業界における書面、押印及び対面手続の現状について把握するため、金融庁からの要請に基づき、証券会社に対してアンケート調査を行った。

また、一部の地区協会においては、「第一次取りまとめ」を踏まえ、地区別評議会において各社の取組事例の共有を行うといった取組みを行っており、業務効率化を実現した通話録音チェックにおける AI の活用（通話録音の AI によるチェック・問題点があった際の文字起こしを自動化し、それをコンプライアンス担当者が確認を行う管理方法）やウェブセミナーを活用した効率的な営業活動などの事例について共有がなされている。

その他、本協会の「証券業界における SDGs の推進に関する懇談会　働き方改革そして女性活躍支援分科会」では、新型コロナウイルス感染予防対策を踏まえた働き方を推進する一環として、各社におけるテレワークに関する課題や対応状況等を確認・共有することにより、証券業界全体における多様な働き方の検討に資することとするため、同分科会の委員各社に対して、テレワーク制度等についてのアンケート調査を行い、テレワーク制度の導入・運用に当たっての課題と対応策等を取りまとめている。

なお、2020 年９月には、顧客口座に悪意のある第三者が不正にアクセスし、有価証券を売却し、不正に開設した銀行預金口座に向けて出金され、顧客が被害を受けたことが判明し、一部の証券会社では電子化していた手続を一時的に停止し、店頭や書面郵送での手続に変更しているところも見られている。システムを安全かつ安定的に稼働させ、顧客の情報や資産を保全することは、金融商品市場及び金融商品取引業に対する信頼を確保するための大前提であり、電子化及び押印レス化の取組みに当たってもこれらを維持したまま取組みを推進していくことが必要である。

Ⅱ.「第一次取りまとめ」公表以降の本WGにおける検討

１．取組事例の発表及び質疑応答

「第一次取りまとめ」では、委員各社が取り組んだ書面、押印及び対面を要する業務の見直し例を取りまとめのうえ公表したところである。これは、各社の取組事例やその効果・課題を共有することは、これから同じ取組みを行うとする会員にとって参考となるものとして取りまとめたものであるが、各社の業容・会社規模等の違いから電子化の進捗状況も様々である証券業界の状況を踏まえれば、さらなる取組事例や課題の共有等は各社の一層の業務見直しに資するところである。これらを踏まえ、本WGにおいて、「第一次取りまとめ」以後も、委員２社が自社における取組状況を発表し、質疑応答を行った。

発表及び質疑応答を通じて共有された取組みの内容等は、次のとおりである。

① 中堅証券会社における書面、押印及び対面を要する業務の見直し状況

＜これまでの取組み＞

・ 事務処理遅延への対応策として2000年前後、
  - 全店に光ファイバー網を構築し、営業員一人一台の端末体制となる。
  - 営業員ごとに手書きしていた顧客帳簿を、上記端末にデジタル化。ペーパレス開発開始
  - 紙ベースの取引伝票をデジタル化
  - 社内申請用紙などのストックを廃止し、ポータルサイトから出力に変更
・ ベンダー会社のシステムから自社開発システムへの変更
  - 報告書、目論見書などを電子化

＜上記取組みでの課題＞

・ 長年にわたる制度対応等に伴う追加開発の結果、システムが肥大化・複雑化し、システム改修時に改修前よりも性能が劣化するリスクが増大
・ バッチシステムの開発要員の属人化、高齢化が保守・運用に支障となる可能性
・ 将来人員減となった場合、業務効率の向上が必要

＜上記課題への対応方針＞

・ コスト削減、システムの信頼性及び利便性の向上並びに事業継続性の確立を目的に、以下の観点からシステム開発を行うこととした。
  - 現行バッチ処理で更新している勘定系システムについて、発注（対面、ネット）系システムと統合し、リアルタイムベースでデータ更新することにより即時性に対応する。
  - データ処理のリアルタイム化により、さらなる決済期間短縮化を見据えた対応を可能とする。

—— フロント、バッチ、業務オンラインの各システムで分散処理しているものを新しいシステムベースに一本化することにより業務とシステムの効率化を図る。

—— 帳票の電子化を促進し、電子回覧システムを導入することによる申請書類の定型化・承認業務の効率化、書類データの蓄積・検索機能を導入することによりペーパレスによるコスト削減を図る。

—— 少人数で運用でき、汎用性のある証券システムを構築し、永続的な発展を目指す。

② 大手証券会社における書面、押印及び対面を要する業務の見直し状況

＜これまでの取組み＞

・ 2in1 端末（ノート PC とタブレットの両方の機能を持つ端末）やビデオ会議・チャット機能を活用した場所を選ばずロケーションフリーでの業務を実現

—— 全部門を対象としたテレワーク制度をスタート

—— 2in1 端末を用いたテレワーク下での受発注業務を開始

—— Zoom でのオンライン対面業務開始し、リアルでの対面を伴うことなく顧客との面談や社外との会議を実現

・ 顧客から受け入れる書類の電子化等

—— 対面において 2in1 端末を使用し、口座開設をペーパレス・押印レスで受付。約 60 種類（件数ベースで約 50%）の事務手続を電子化

＜上記取組みでの課題＞

・ デジタル化した手続の利用率の向上

・ 電子交付申込の加入推進

・ 法令上書面・押印が必要な手続が残っている。

＜今後の取組み＞

・ Web 上で受け付ける各種事務手続の追加

・ 制度商品に対する Web サービスの導入

・ 営業店事務の廃止

—— 顧客・営業員の入力をシステムに直接繋げることで、バックオフィスでの事務処理の大幅な削減を行い、各営業店の事務担当者を母店に集約

—— 将来的に手続を完全にデジタル化し、事務処理をゼロとする。

—— 事務処理がなくなることで、事務ミスが削減。レスポンススピードも向上し、顧客の利便性・満足度の向上に繋がる。

２．書面・押印・対面を要する業務の課題の共有（公販ネットワーク）

（１）投資信託に係る公販ネットワークの現状と課題【別紙３参照】

公販ネットワークとは、「公開販売ネットワーク」の略称であり、投資信託の委託会社と販売会社が、日々の基準価額や設定解約情報、決算時の分配金等のやり取りを行っているネットワークインフラであり、現在、主に民間のシステムベンダー会社３社によって各々の仕様により運営されている。

公販ネットワークは、委託会社と販売会社との間の情報連携ネットワークとして極めて重要な役割を果たしているところであるが、システムベンダー会社各社が提供する公販ネットワークを跨いで情報連携を行う場合、特定のネットワーク間では一部データ（例：申込不可日、予想分配金単価、支払代行手数料明細等）の相互接続が確保されていない状況にある。委託会社と販売会社との間で利用する公販ネットワークが異なる場合で、相互接続が確保されていない情報の連携を行うときには、ファックスによる方法を採る場合もあり、書面の見直しやテレワークを阻害する要因となっている。また、複数のシステムベンダー会社の公販ネットワークを導入する場合もあり、この場合にはコストが発生することになる。

かかる課題への対応策としては、投資信託協会が要望しているとおり[3]、システムベンダー会社各社の公販ネットワーク間で相互接続の改善が図られることが考えられ、当該要望が実現された場合、書面の見直しやテレワーク推進の観点から証券業界にとっても望ましいものである。しかしながら、システムベンダー会社各社の相互接続にはシステム改修（費用）を要し、経営判断の問題であることから、実現は容易なものとは言えないものの、証券業界としては引き続き現状の公販ネットワークの課題を共有するとともに、システムベンダー会社各社の対応に期待したい。

（２）公販ネットワークの課題解決に向けた取組み【別紙４参照】

現状の公販ネットワークの課題解決に向けた取組みについては、上記２．（１）のとおりシステムベンダー会社各社の対応が期待されるほか、日本取引所グループにおける「証券ポストトレード領域における DLT 情報共有基盤の実機検証プロジェクト」[4]（以下「B-POST」という。）が挙げられる。

B-POST とは、同社による「業界連携型 DLT 実証実験環境」[5]を利用した検証の一環として、証券ポストトレード領域（証券の約定後の業務処理全般）における DLT（分散台帳技術：Distributed Ledger Technology）情報共有基盤の実機検証及び当該検

---

[3] 2019 年２月７日投資信託協会「公販ネットワークの接続等の改善に関する要望」
https://www.toushin.or.jp/topics/2019/19356/

[4] 2020 年６月３日日本取引所グループ「証券ポストトレード領域における DLT 情報共有基盤の実機検証プロジェクト -検証を行うユースケースについて-」
https://www.jpx.co.jp/corporate/news/news-releases/0010/20200603-01.html

[5] 日本取引所グループ「業界連携型 DLT 実証実験」
https://www.jpx.co.jp/corporate/research-study/dlt/index.html

証を通じた実運用の可否や有益性の確認を行うことを目的として 2020 年４月より行われているプロジェクトであり、「公販ネットワークの非互換の課題解決」も B-POST の検証対象（ユースケース）の一つとして選定されている。

「公販ネットワークの非互換の課題解決」に関する具体的な検討としては、委託会社と販売会社間のネットワークを DLT 基盤に一本化しデータを集約することや DLT 基盤にて各公販ネットワークの差異を吸収することなどが検討されており、現状、実機検証段階ではあるものの、公販ネットワークの課題解決に向けた取組みとして期待されている。

３．本 WG の委員各社から寄せられた「書面・押印・対面を要する手続」に関する対応状況【別紙５参照】【別紙６参照】

「第一次取りまとめ」では、委員各社から寄せられた「書面・押印・対面を要する手続」について、（１）税制関係の手続、（２）専用端末の操作、（３）その他の手続、と区分したうえで、関係する当局・機関と要望・協議を行うこととしていた。

このうち税制関係の手続については、与党の令和３年度税制改正大綱において、国・地方公共団体を通じたデジタル・ガバメントの推進による行政手続コストの低減や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、あらわになった課題への対応といった観点から、税務手続の負担軽減のため、本 WG において挙がっていた項目を含め、大幅な見直しが行われる見通しとなった。具体的には、マル優（障害者等に対する少額貯蓄非課税制度）など各種手続書類の証券会社等に対する書面による提出に代えて、当該書類に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとされたほか、NISA や特定口座関連の手続書類に記載すべき事項の電磁的方法による提供の際に併せて行うこととされていた住所等確認書類の提示又は特定署名用電子証明書等の送信が不要とすることとされた。また、税務署長等に提出する国税関係書類は一部を除き原則として押印義務を廃止することとされ、e-Tax やクラウド等を利用した提出を可能とすることとされた。

また、日本投資者保護基金からは、同基金に提出する各種書類・手続 15 項目につき、押印の無い通知等でも受け付けるとともに、原則、必要事項を入力したデータを電子メールにより提出する運用へと変更がなされた旨回答があった。

日本証券クリアリング機構からは、これまで日銀出資証券等の引渡有価証券の授受にあたり、届出印（有価証券受渡印）の届出及び押印を要する運用としていたところ、新たに同社が発行する「有価証券授受資格証」を提示することとし、届出印を不要とする運用への変更がなされた旨回答があった。

さらに、日本銀行からは、同行に提出する一部の書類・手続につき、押印を省略したものの提出を可能とすることや電子メールにより授受を認める運用へと変更がなされる旨回答があった。

その他、今般の協議を通じて、既に届出自体が廃止されているか、あるいは既に電子

媒体による提出が認められていることが明確化された事項が一定数あり、これらについて本WGにおいて共有した。また、関係機関においてさらなる検討を要する事項も存在する。証券業界としては、書面・押印・対面を要する手続の見直しを進めるべく、引き続き関係機関との協議を重ねることとする。

４．本協会が会員に求めている書面・押印・対面の手続の見直しの検討状況

本協会が会員に求めている手続については、既にその多くは押印を必要とせず、また協会 WAN[6]による提出やメールといった電子的な手段によることで書面や対面を必要としていないが、「第一次取りまとめ」時点においても書面・押印・対面での手続を求めている項目が挙がったところである。

これらについて、「第一次取りまとめ」において、文書の性質上、書面や押印の廃止が不可能であると整理した手続（本協会への加入・脱退に係る手続や事故報告・処分に係る手続等）を除き、見直しが可能であると考えられるとされていた項目[7]については、すべての手続の書面の電子化及び押印の廃止を実現したほか、「第一次取りまとめ」以降にさらなる確認を行った結果見直しの対象とした項目についても書面の電子化及び押印の廃止を実現した[8]【別紙７参照】。

---

[6] 本協会が会員向けのサービス提供のために構築したネットワークインフラを通じてサービスを提供する仕組み。

[7] 既に書面の電子化が実現していたことが確認できた「分別管理の法令遵守に関する経営者報告書、分別管理監査報告書【会計士法】」及び「証券仲介業者以外の外務員登録申請書添付書類（履歴書、誓約書）」を含む。

[8] 本協会が会員に求めている手続には「対面」での手続を制度として求めているものは無かった。

おわりに

本 WG では、「第一次取りまとめ」以降、書面、押印及び対面を要する業務についての検討を進め、委員各社における取組事例を共有するとともに、さらなる見直しに向けた課題を共有した。見直しの対象として挙げられた書面、押印及び対面を要する手続については、今後も引き続き関係機関との協議を継続して進めていく。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、ウィズコロナ、ポストコロナを見据えて、デジタル化の推進に向けた取組みを行うことは重要といえる。政府においては、デジタル化に対応していない規制を大胆に見直すとともに、デジタル技術を活用した新しいビジネスモデルの創出を促すような取組みが期待される。

証券業界においては、顧客にとっての利便性の向上を念頭に、現状の制度や慣行を見直すことができないかという観点から取組みを継続するとともに、デジタル化の推進や業務の見直しにより効率化を図り、より生産性が高く、テレワークに見られる柔軟な働き方を実現し、多様な人材が活き活きと働くことができる環境につながる取組みを進めるべきと考える。

以　　上

別紙１

これまでの経緯

日付	項目	詳細
９月 15 日	本協会「第一次取りまとめ」公表	
９月 16 日	菅内閣発足	
９月 29 日	金融庁「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」第６回会合	本協会が、証券業界における書面、押印及び対面を要する業務の見直し検討状況について説明を行った。（以降、10 月 14 日に第７回会合、10 月 21 日に第８回会合が開催された。）
10 月７日	規制改革推進会議の開催	第１回規制改革推進会議において、行政手続及び民間における書面規制、押印、対面規制について抜本的に見直しを行い、デジタル化を促進するとの方針が示された。
10 月９日	本協会「証券業界における書面・押印・対面手続の見直しに関するＷＧ」第４回会合	以降、11 月４日に第５回会合、11 月 25 日に第６回会合、12 月４日に第７回会合が開催された。
10 月 22 日	投資等ワーキング・グループの開催	規制改革推進会議第２回投資等ワーキング・グループにおいて、金融庁は、書面規制・押印、対面規制の見直しとして、システム面及び府令改正等の対応、民間手続に係る規制及び民間手続に係る商慣習の見直しを表明
10 月 26 日	菅首相　所信表明演説	菅首相は、所信表明演説において、行政への申請などにおける押印の原則廃止、行政のデジタル化、テレワークの推進について言及
11 月２日	「押印等見直し状況の把握に向けたアンケート」の実施（金融庁からの調査依頼）	金融庁からの要請に基づき、証券業界における書面、押印及び対面手続の現状についてアンケート調査を実施
11 月 13 日	内閣府　各府省の行政手続における押印の見直し取りまとめ公表	内閣府では、各府省に対して、所管する行政手続等における見直しの検討状況について回答を求め、各府省からの回答を取りまとめた。
11 月 30 日	「証券業界におけるテレワークの対応状況」報告書	本協会の「証券業界における SDGs の推進に関する懇談会　働き方改革そして女性活躍支援分科会」において、同分科会の委員各社に対してアンケート調査を実施し、テレワーク制度の導入・運用に当たっての課題と対応策等を取りまとめた。

日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

別紙２

第６回
「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」
説明資料

2020年9月29日
日本証券業協会

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

証券業界におけるこれまでの検討状況

- 本年７月１日、本協会戦略会議の下部機関として、「証券業界における書面・押印・対面手続の見直しに関するワーキング・グループ」を設置

- 同ワーキング・グループを３回開催し、本年９月15日に第一次取りまとめ【別紙１、別紙２参照】

- この第一次取りまとめを受けて、同日開催の証券戦略会議において「証券業界における書面・押印・対面を要する業務見直しの推進について」を決議【別紙３参照】

➢ 本協会ウェブサイト
https://www.jsda.or.jp/shiryoshitsu/houkokusyo/shomen-oin.html

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

検討課題及び検討の方向性

優先的に検討

○ あらゆる書類の電子化、押印レス化

検討ポイント

○ 顧客との間の書類のほか、社内手続等に要する書類についても電子化、押印レス化

検討の方向性

○ 各社によって電子化の進捗状況は様々であり、第一次取りまとめの事例を参考に、対応可能なところから業務の見直し、効率化を図る。

○ それに当たっては、顧客の理解をどのように得ていくかが課題であるとともに、費用対効果を踏まえた経営判断が重要。

○ 大前提として、投資家保護のレベルは落とさない。

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

証券業界における取組み推進の例

口座開設 本人確認	属性変更 各種契約手続き	報告・レポート
【既に一部証券会社において対応済みの領域】		
•個人口座開設・本人確認のオンライン・タブレット化	•住所変更手続きのオンライン・タブレット化 •各種税務手続き(NISA口座開設,ロールオーバー手続き等)のオンライン・タブレット化	•目論見書・契約締結前交付書面等の電磁的交付 •取引報告書・取引残高報告書等の電磁的交付
【今後、取組みが必要な領域】		
•法人口座開設のオンライン・タブレット化 •個人口座開設・本人確認のオンライン利用率の向上	•オンライン・タブレット手続き種類の拡充 •オンライン手続きの利用率の向上	•電磁的交付の利用率の向上

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

証券戦略会議決議

「証券業界における書面・押印・対面を要する業務見直しの推進について」
（2020年９月15日証券戦略会議決議）

（～略～）

書面等WGにおいては、これまで、委員各社において新型コロナウイルス感染症拡大の前後を問わず取り組んだ書面、押印及び対面を要する業務の見直しの例を持ち寄るとともに、さらなる見直しに向けた課題を共有し、本日、第一次の取りまとめを行った。

この第一次の取りまとめにおいては、委員各社における取組み事例やその効果・課題が数多く取り上げられており、これから同じ取組みを行おうとする会員にとっては参考となるものもあると思われる。

したがって、**会員各社においては、書面等WGにおいて引き続き行う検討の結果が出るのを待つことなく、この第一次取りまとめやこれまでの書面等WGにおける資料及び議論の内容を参考にしながら、対応可能なところから業務の見直し・効率化を行うこと**により、今後懸念される新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大や影響の長期化に備えるとともに、より生産性が高く、多様な人材が活き活きと働くことができる環境につながる取組みを進めるべきと考える。

なお、今般取り組むべき課題は、実務に即した部分が多いと言えるが、それを実務レベルだけの取組みに委ねたのでは進捗することは難しく、経営トップが強力なイニシアティブを発揮して取り組むことが重要となる性格の問題であると言える。また、平時にはなかなか着手できず、先送りしがちな性格の問題でもあると言える。

本会議としては、このような問題の性格を踏まえ、**さらなる顧客利便性向上の観点からも、今回の危機を、これらの課題を解決する好機と捉えて、証券業界を挙げていま取り組むべきであり、会員各社がスピード感を持って全社を挙げてこれらの課題への取組みを推進していくべき**と考える。

以上

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

別紙３

公販ネットワークの現状と課題

2020年11月4日
一般社団法人投資信託協会　企画政策部

一般社団法人
投資信託協会
The Investment Trusts Association, Japan

1. 公販ネットワークとは

- 公販ネットワーク…投資信託の委託会社と販売会社を繋ぐネットワークインフラであり、主要3社が運営。日々の基準価額や設定解約情報、決算時の分配金等のやり取りを行う。

〇公販ネットワークを取り巻くデータ連携の状況

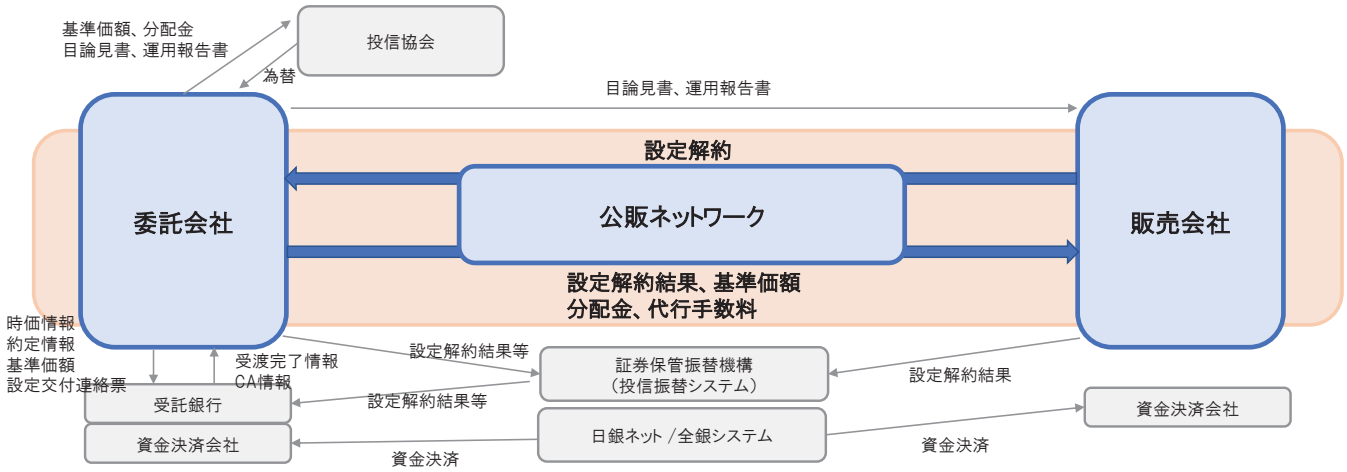

1. 公販ネットワークとは

○公販ネットワークでの情報連携の内容

（委託⇒販社）

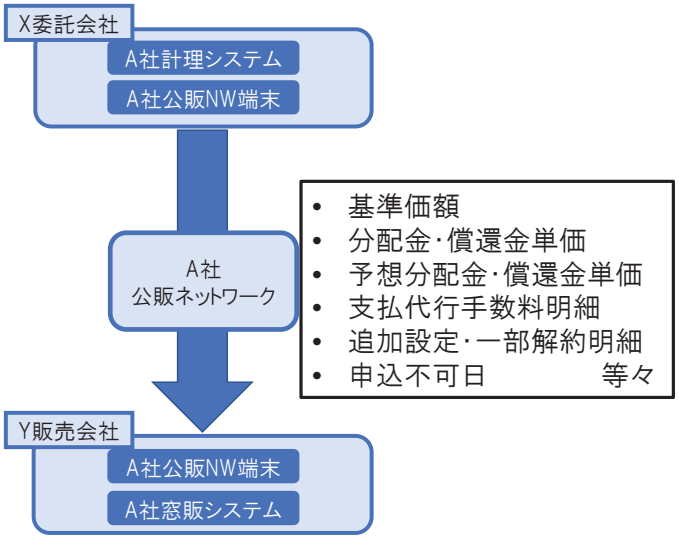

- 基準価額
- 分配金・償還金単価
- 予想分配金・償還金単価
- 支払代行手数料明細
- 追加設定・一部解約明細
- 申込不可日　　等々

（販社⇒委託）

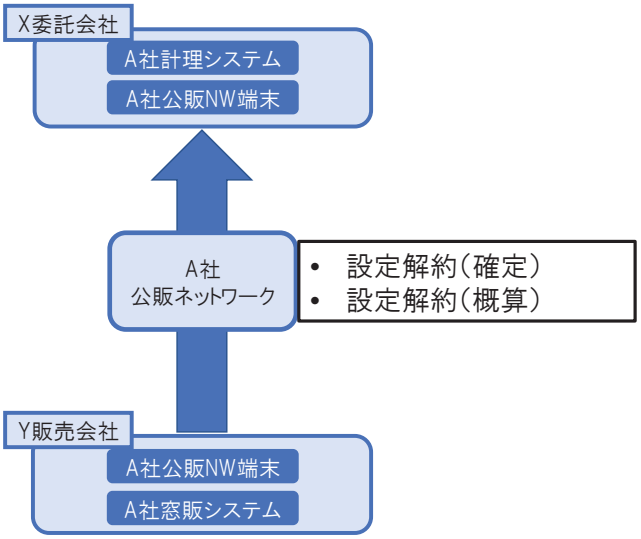

- 設定解約（確定）
- 設定解約（概算）

2. 公販ネットワークの課題

- 公販ネットワークを跨いで情報連携を行う場合、特定のネットワーク間では一部データの相互接続が確保されていない。

○公販ネットワークを跨ぐ情報連携の流れ

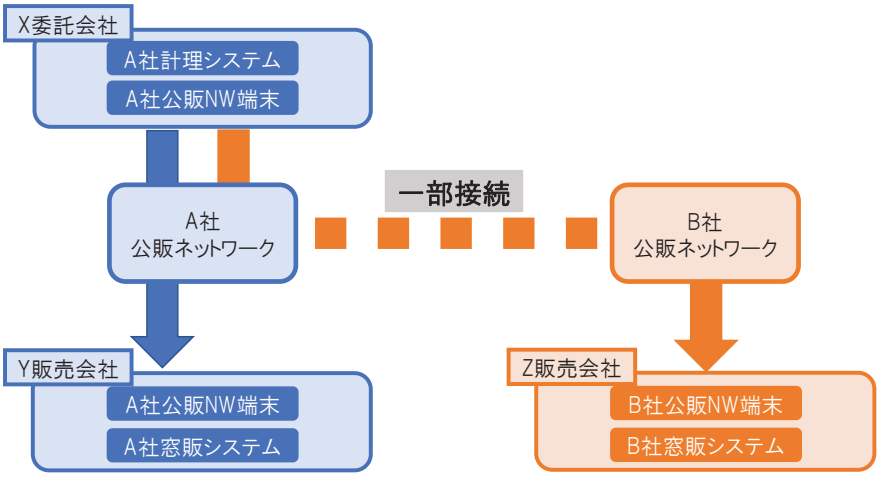

相互接続ができていないデータの例
（委託⇒販社）
- 申込不可日
- 予想分配金単価
- 支払代行手数料明細　　等々

（販社⇒委託）
- 設定解約（概算）

2. 公販ネットワークの課題

- 対応策として、各委託会社では、①別途公販ネットワーク端末を導入又は②メール・FAXを利用。
- ①の場合には、委託会社において追加導入によるコストと別端末での重複作業発生の問題。
- ②の場合には、オペレーションミスの発生と災害時等の業務継続性の問題。

○公販ネットワークを跨ぐ情報連携への対応

①公販ネットワーク端末の追加導入

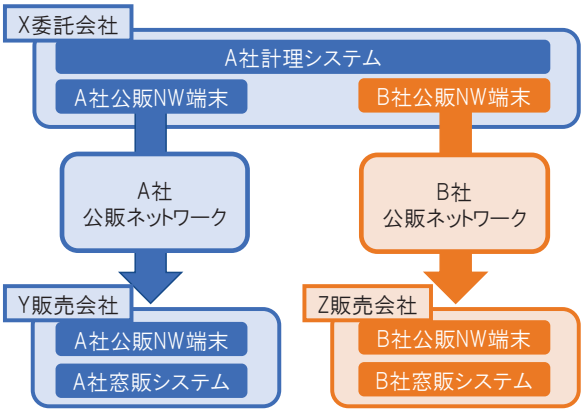

②メール又はFAXの利用

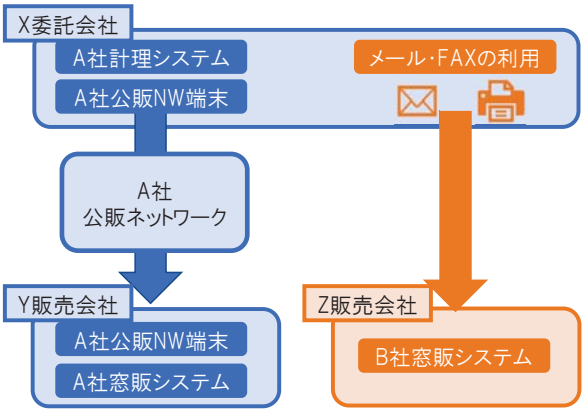

2. 公販ネットワークの課題（まとめ）

1. 公販ネットワーク間での相互接続が不完全であることにより、委託会社と販売会社の情報連携においてFAX等を利用する事例が存在している。

   ⇒投資信託協会より、主要3ベンダーに対して相互接続の改善を要望中。

2. そもそも公販ネットワークを導入していない販売会社に対してはFAX等を利用せざるを得ない。

   （ご参考：2017年5月15日開催「第4回投資信託の運営実務の合理化等に関するサブWG」委員意見より抜粋）
   「中小の販売会社の中には3社のネットワークを使っていない“FAX販社”というのも一部に存在しており、FAXで送って来る販売会社の場合にはマニュアルでシステムに入れて対応している。その場合、もう一つ別のプロセスが発生してしまい、かなり煩雑性が増しているという状況である。」

別紙４

証券ポストトレード領域における
DLT情報共有基盤の実機検証プロジェクト
ユースケース：公販ネットワークの非互換の課題解決

2020年11月25日

株式会社日本取引所グループ

１．本プロジェクトの背景・目的と進め方

プロジェクトの背景と目的

証券ポストトレード※1においては相対で行われる業務が多く、データや業務フローの相手方との認識の不一致が発生することによる非効率性が指摘されている。
そこで、データや業務フローについて同期をとる情報共有基盤を構築し、各社が常に合意済みの最新状態を確認できるようになれば、自社の努力だけでは解決が難しかったポストトレード領域における様々な課題を解決できる可能性がある。
本プロジェクトにおいては、証券ポストトレードにおける非効率性の分析と、あるべき将来像を描くとともに、実際にDLT※2を用いて情報共有基盤を構築し、証券会社、資産運用会社や信託銀行、サービスプロバイダといった業界関係者の方々に広くご参加いただき、証券ポストトレード領域におけるユースケースの検証を実施し、当該基盤の実運用の可否や有益性の確認を行うこととした。

※1 証券の約定後の業務処理全般を意味する
※2 分散台帳技術(Distributed Ledger Technology)

＜課題解決のイメージ＞

本プロジェクト開始時(2020年3月6日)のプレスリリースに加筆

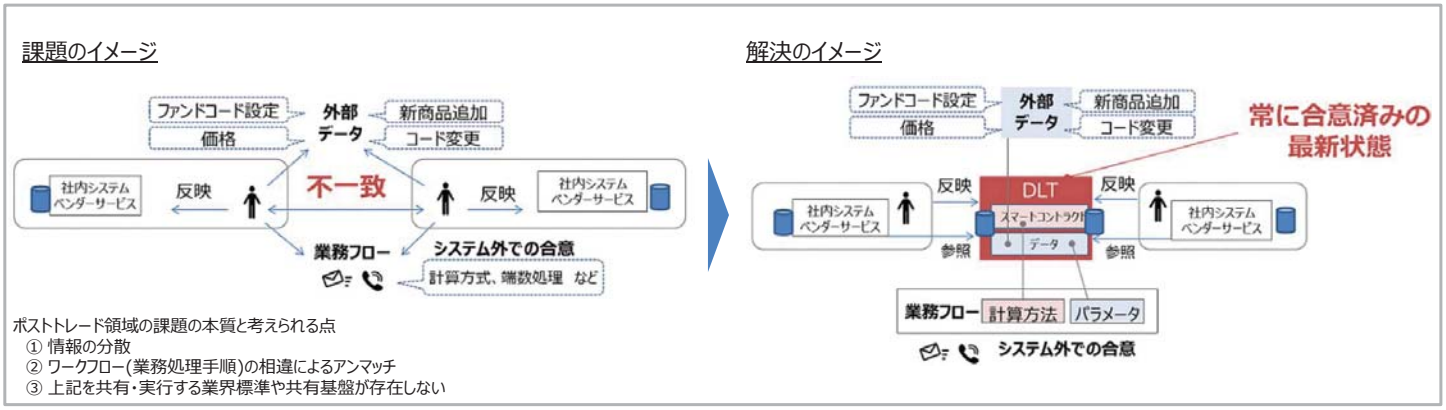

B-POST project ： Japan Exchange Group, Inc. Japan Securities Depository Center, Inc. NEC Corporation

スケジュール

- 4月にプロジェクトをスタートし10月末までに3つのユースケースを対象に課題や将来像を検討し、参加企業が主体の実機の検証も行った。
- これらに当たっては参加企業各社にアンケートや個別ヒアリング・ディスカッション等のご協力をいただき推進した。

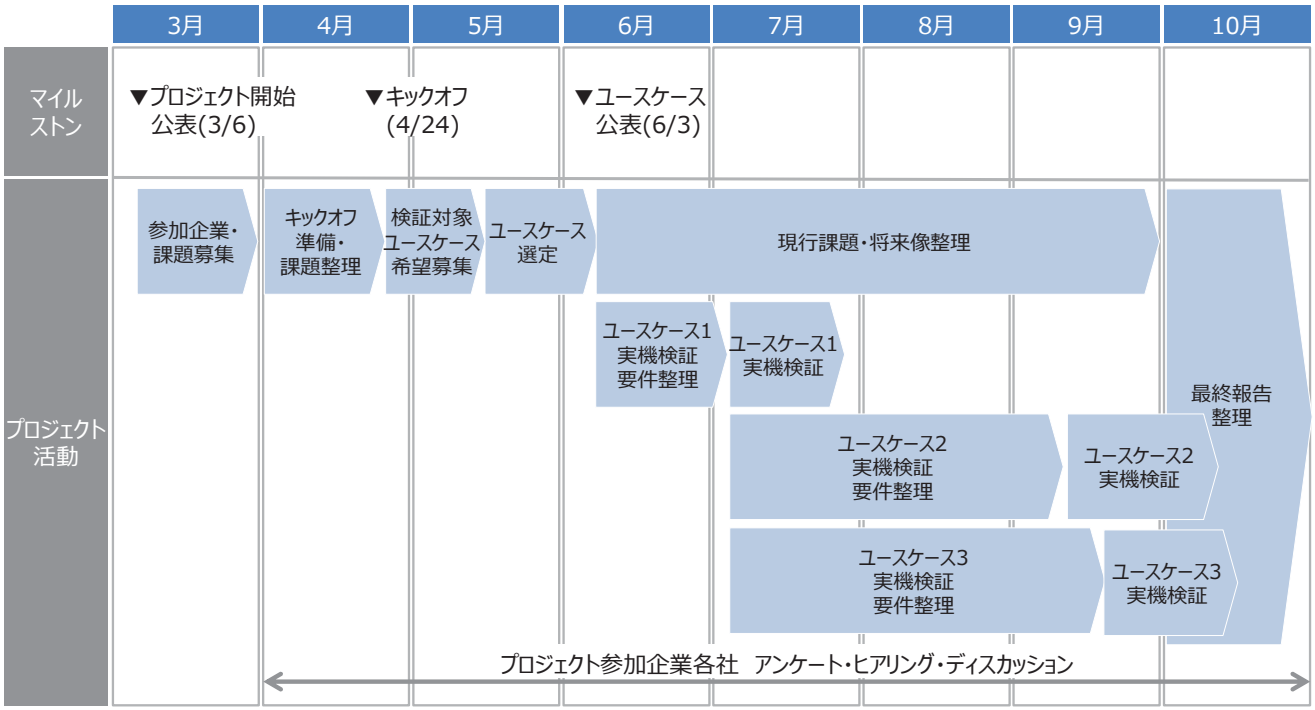

２．ユースケース：公販ネットワークの非互換の課題解決

“公販ネットワークの非互換の課題”の現行課題
–課題の概要–

- 現状、投資信託の販売会社の販売システムと委託会社の計理システムをつなぐ公販ネットワークは3社にて提供されているが、非互換の課題があることからFAXやメール等による対応が必要となっている。

公販ネットワークの非互換の課題

1. データ非互換に起因するマニュアル対応とシステムコスト

互換性があるデータとないデータがあり、互換性がない償還金や手数料などのデータの連携は
メール・FAXなどによる対応が必要となっている。
また、複数のサービスの契約が必要になることから、公販ネットワークの利用料が負担となっている。

2. マスタデータやデータ項目の統一

ファンドマスタなどのマスタデータを各公販ネットワークで保持していることから、二重でメンテナンスが必要となっている。
また、データ項目が統一されていないことや、ファンドコードのような共通的なデータ項目であっても
個別ファンドコードや投信協会コード等、公販ネットワークにより異なることから、システム利用者にて
各公販ネットワークの仕様に応じた入力が必要である。

3. 連携データの拡充

運用報告書、目論見書などの現行の公販ネットワークで対応していないデータの連携や
申込不可日情報の連携などの公販ネットワークとして統一的に連携されていないデータ拡充のニーズがある。
また、委託会社と受託銀行とのETFの設定などの情報連携は既存のインフラでは対応しておらず、
メールやFAXでの連携となっている。

“公販ネットワークの非互換の課題”の現行課題
–課題１　データの非互換によるマニュアル対応とシステムコスト–

As-Is

- 公販ネットワークは3社で提供されているが、販売会社が指定したシステムに委託会社が合わせることが多く、委託会社は各社の公販ネットワークを導入する必要がある場合があり、業務面・コスト面で非効率となっている。
- 公販ネットワークの非互換が発生する場合や、片方が公販ネットワークを利用していない場合、FAXやメールにて連携されたデータを自社システムに手入力しており、非効率でリモートワークの阻害要因にもなっている。

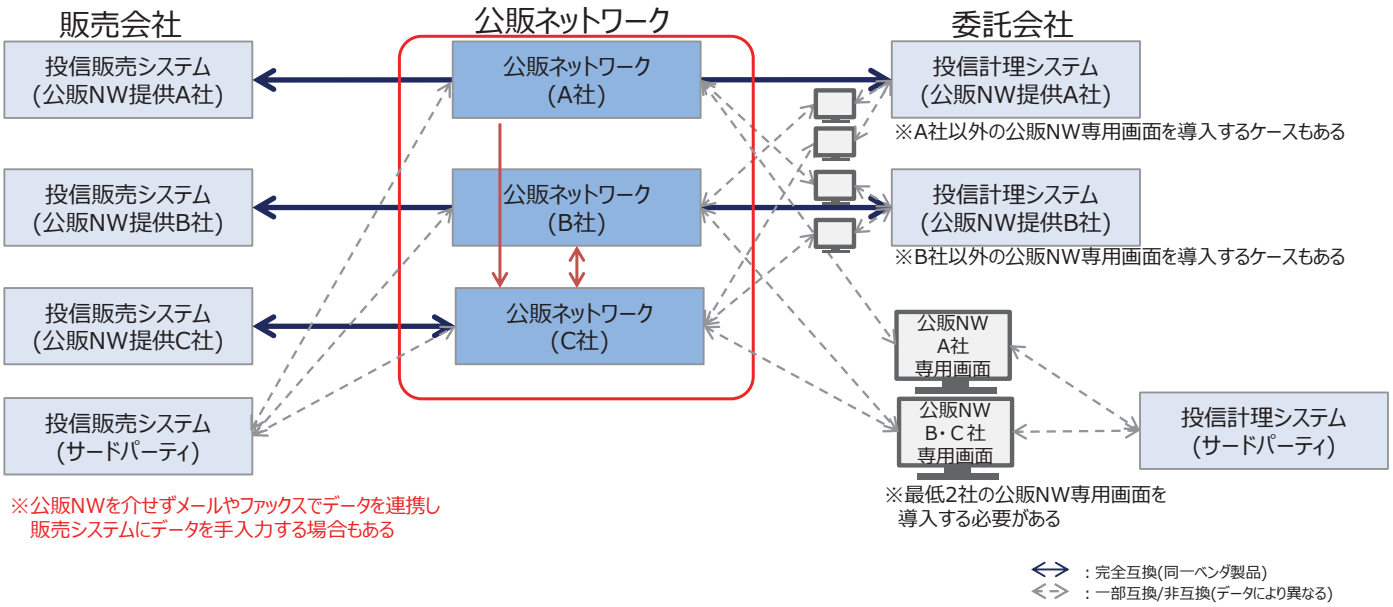

“公販ネットワークの非互換の課題”の現行課題
–課題２　マスタデータやデータ項目の統一–

As-Is

- システムの提供する会社によってマスタが異なるため、各公販ネットワークのマスタに対してメンテナンスを行う必要がある。
- 基準価額等の同データであってもデータ項目が異なり、また、ファンドコードのような共通的なデータ項目であっても、個別ファンドコードや投信協会コード等システムによって採用するコードが異なる等不統一であり、データの管理が煩雑。

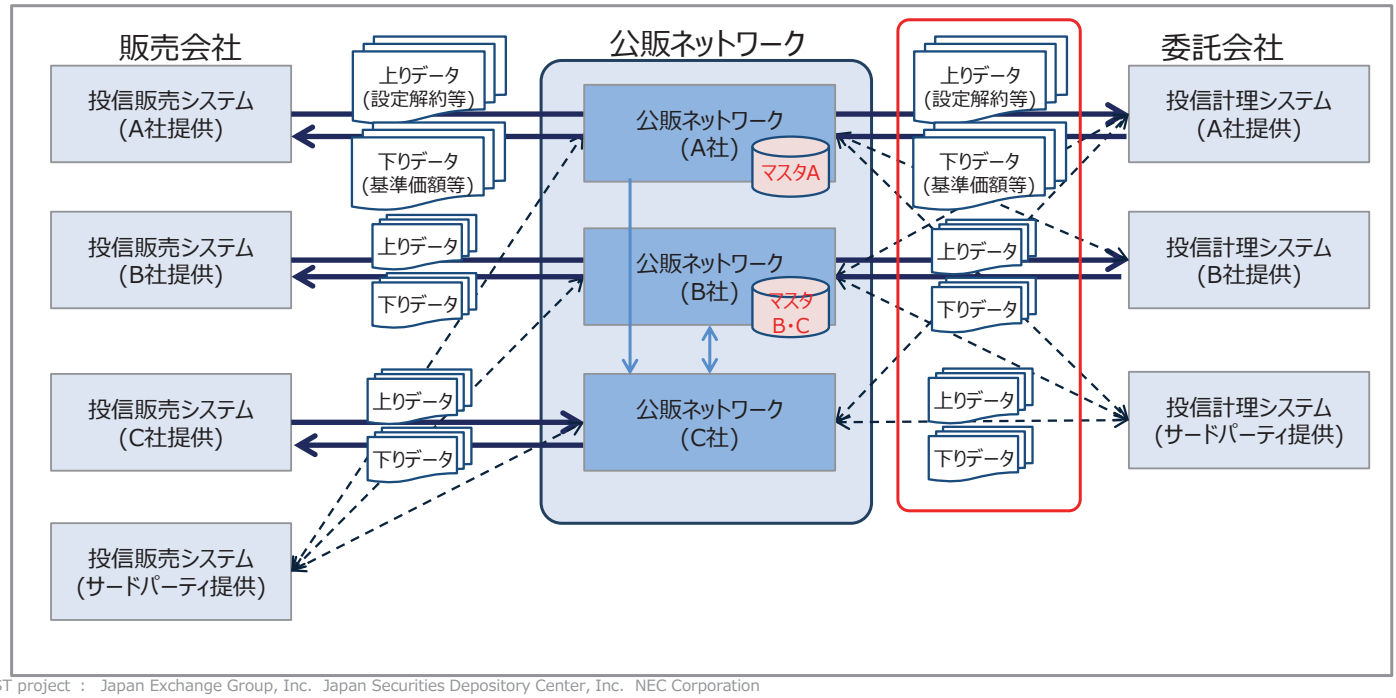

“公販ネットワークの非互換の課題”の現行課題 –課題３　連携データの拡充–

As-Is

- 現行の公販ネットワークでは連携されていない目論見書や運用報告書や販売会社・委託会社の連絡はメールやFAX、電話でのコミュニケーションが必要であることから、業務負荷の要因となっている。
- また、委託会社、受託銀行間のETFの運用指図に関する連携においても、ネットワークが存在しないことから個別にメール、FAXでの連絡となっている。

現行の公販ネットワークで連携される情報(例)

設定解約
基準価額
分配金単価（支払・決算・予想）
償還金単価（支払・決算・予想）
手数料明細
支払償還金・分配金
残存元本集計表
設定解約明細

これらの情報については、メール・FAX・電話等によるコミュニケーションとなっている

メール等で個別連携している情報(例)

目論見書、運用報告書、運用レポートPDF[随時]
運用報告書の必要部数、納品スケジュール[随時]
目論見書の改訂スケジュール情報[随時]
ファンドの属性変更や約款変更情報[随時]
残高により可変する代行手数料単価情報[月次]
当初募集額の速報[随時]
大口取引の連絡（販社、投信会社間連携）[随時]
基準価額、分配金算出の遅延情報[随時]
投信会社又は販売会社からの一斉メッセージ[随時]
事務手続き(販社と委託会社間での取決め事項）のファイルの受渡し[随時]
各社の業務担当者情報[随時]
設定解約（概算）[随時]
申込不可日カレンダー[随時]
投信決算日カレンダー[随時]
MRFの分配金単価・解約手数料(代行手数料)・分配金一覧表[随時]
受託銀行向けのETF設定連絡表、ETF分配金指図（調整額含む）[随時]
受託銀行向けの外貨建資産の時価情報連携[随時]

“公販ネットワークの非互換の課題”の課題への対応 DLT基盤による将来像実現イメージ（概要）

To-Be

- DLT基盤上に投信に関する情報を集約し、カウンターパーティ間や関連するシステムとの連携を可能とする。
- 委託会社、販売会社、受託銀行はファンドに関する情報を必要なタイミングで登録や取り出しが可能となり、業務の効率化が見込まれる。
- なお、下記は委託会社と販売会社間のネットワークをDLT基盤に一本化しデータを集約する例であるが、他にもいくつか対応方法は考えられる。（次頁参照）

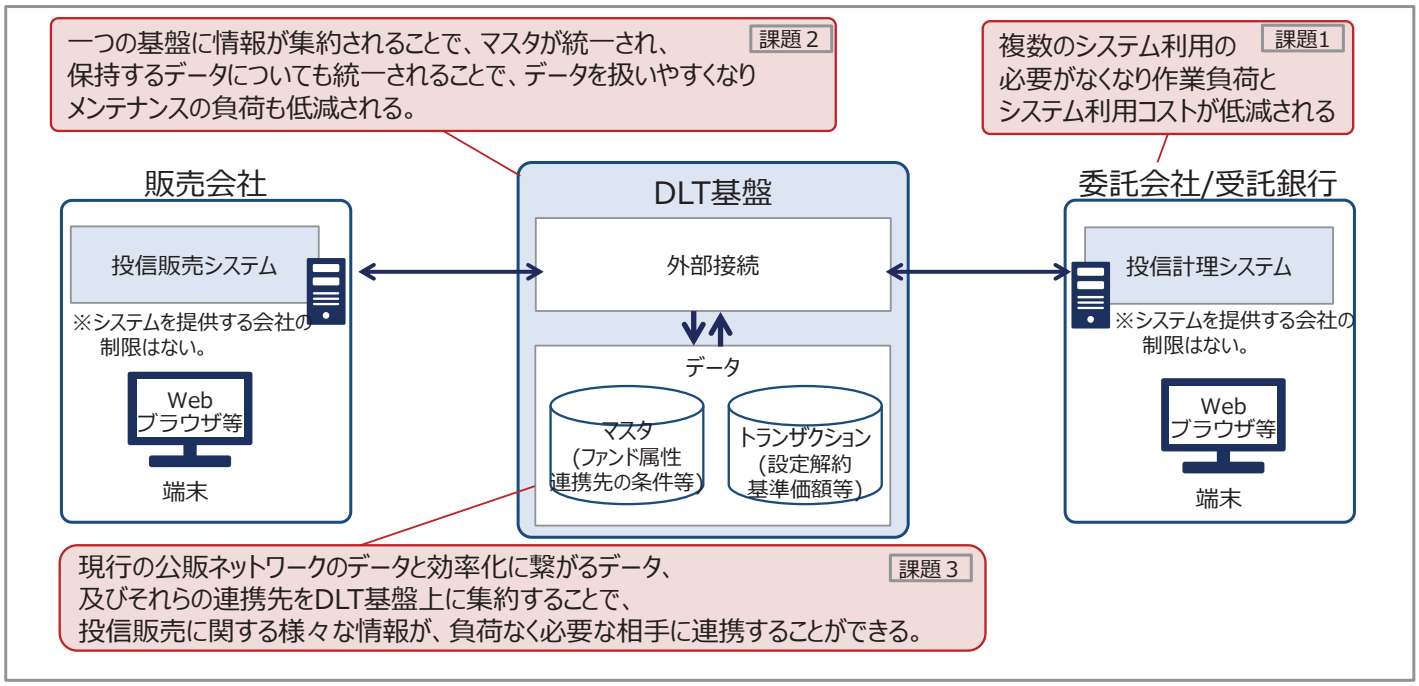

“公販ネットワークの非互換の課題”の課題への対応
[参考]DLT基盤による将来像実現イメージ（概要）　その他のケース

To-Be

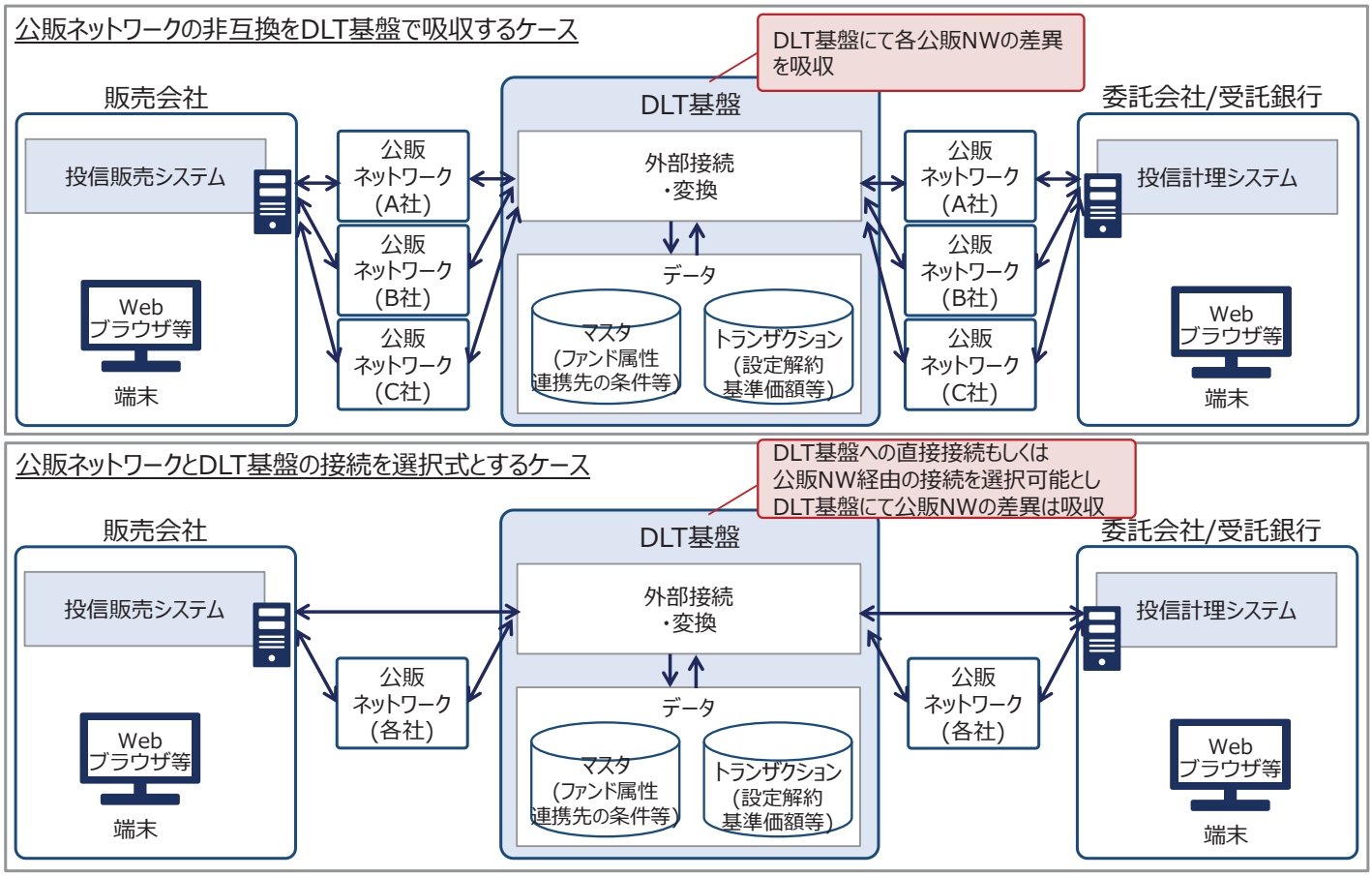

3． 証券ポストトレードの業務・システムの将来像

情報共有基盤活用による業務・システム効率化の将来像の考え方

- 本プロジェクトの検証で取り上げた、いずれのユースケースにおいても、現況業務においては情報を連携する相手先が多いこと、相手先により連絡方法（メール・FAX等）が異なること、相手先により書式や項目といったファイルフォーマットが異なることにより、非効率性と事務リスクが存在することが再確認された。
- また、これらは情報共有基盤を証券ポストトレードに関わる様々な情報を集約するインフラとして活用することで、解決可能であろうということも確認された。

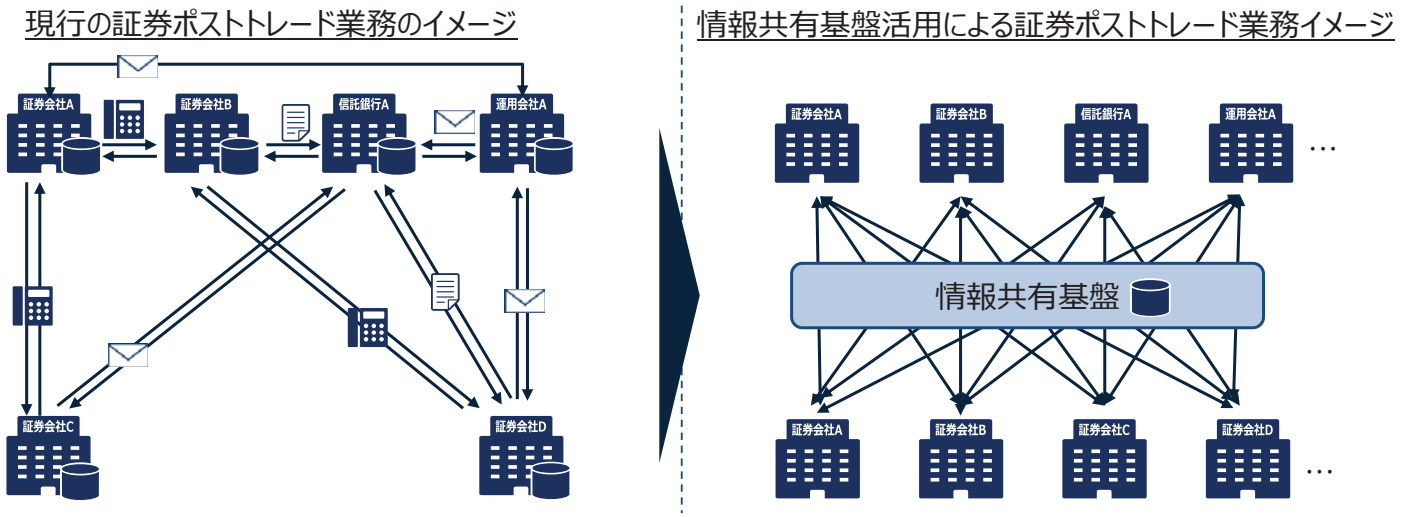

情報共有基盤活用による業務・システム効率化の将来像の例

- 情報共有基盤を活用した将来像の例は下図のとおり。
- また、ポストトレードの業務基盤として様々な業務・システムを載せる土台と位置付けることで、段階的な拡張を可能とするとともに、将来的な様々な変化に柔軟に対応できるものとする。

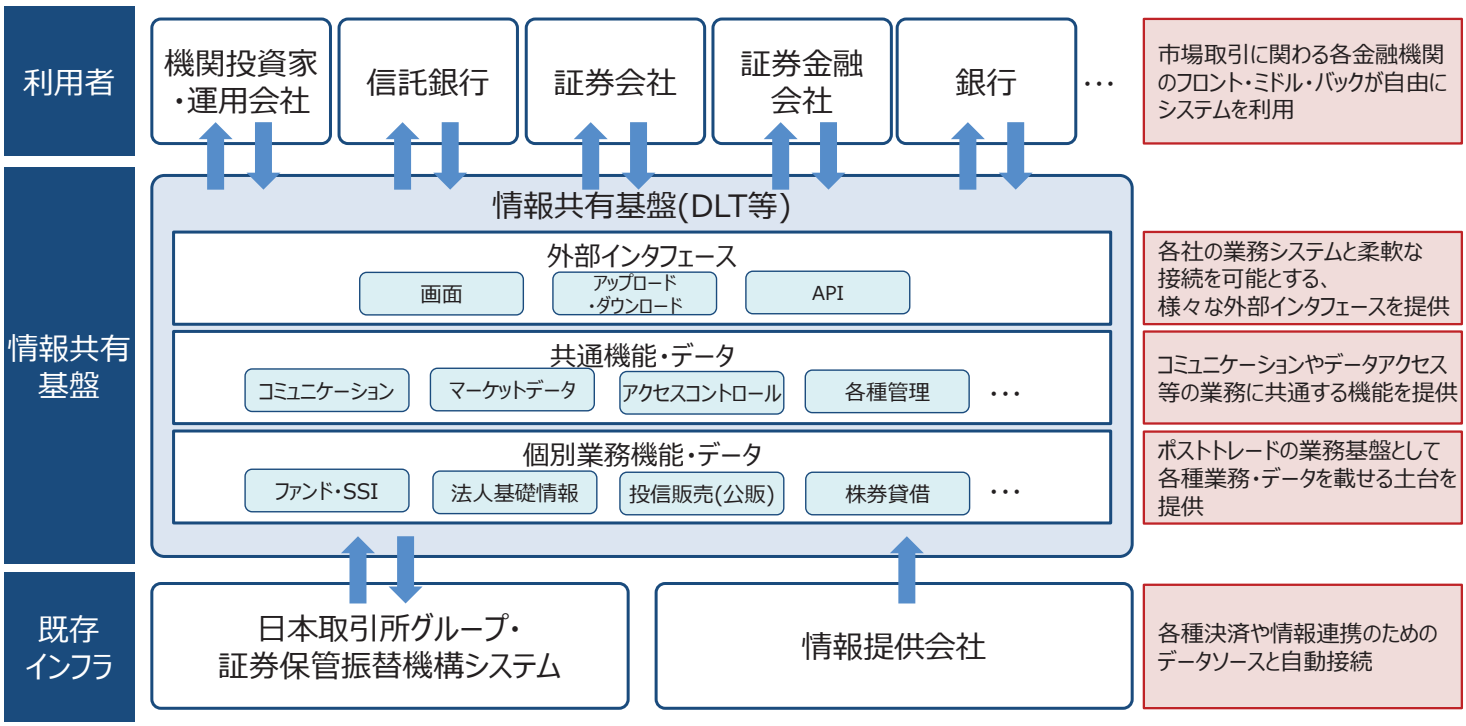

情報共有基盤活用に向けた検討アプローチ

- 過去の「業界連携型DLT実証実験」にてDLTによる業務効率化に繋がることが確認され、本B-POSTプロジェクトでは、証券ポストトレードの課題を改めて再整理し、具体的なユースケースにあてはめ検証を行った。
- 今後のステップとしては、明らかになった証券ポストトレードの業界の各課題に対する対応として、情報共有基盤のあるべき姿と実現するためのステップを検討すると共に、それらの前提となる各種標準化等の検討を行う。DLT技術についても、引き続き有効性を確認していくことを想定している。

今後の検討アプローチ（計画中）

本プロジェクト

“業界連携型DLT実証実験”における各検討と実験（実施済）	B-POSTプロジェクト	ポストトレード情報共有基盤予備検討（計画中）
• 様々なテーマの検討・実証実験を通じて、DLT基盤の活用が業務の効率化に繋がることを確認	• 証券ポストトレードの業界課題を再度整理し明確化すると共にユースケースに当てはめてDLTの実機検証を行い有用性を確認	• 明確になった業界の各課題に対する対応方針の検討とポストトレード情報共有基盤のコンセプトやテーマ・優先順位の検討 • 業務効率化のための標準化(各種ガイドライン改訂等含む)に向けた検討

免責事項

- 本資料の内容の正確性については万全を期しているが、作成時点での情報であり、その完全性、正確性、適用性、有用性等いかなる保証も行っていない。
- 本資料に記載された内容に基づく判断については、利用者の責任のもとに行うこととし、本プロジェクトおよびその関係者は、これらにかかわる一切の責任を負うものではない。

令和3年度税制改正大綱（デジタル化関係抜萃）

別紙 5

【新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策等に係る税制措置】

要望項目（証券界要望のうち各省庁要望に掲げられたもの）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、税務手続等のオンライン化を推進するための措置を講じること

＜税制改正大綱における記載の概要＞

「第二　令和3年度税制改正の具体的内容」をもとに日証協作成

① 一定の手続書類の書面による提出に代えて、金融機関の営業所等に対して当該書類に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとする。この場合において、当該提供があったときは、当該書類の提出があったものとみなす。

【対象となる制度等】

一　２(1) 障害者等に対する少額貯蓄非課税制度、(2) 公社債等の利子等の支払をする者等に対する書面、(3) 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄非課税制度、(6) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等

五　２(1) 振替国債等の利子の課税の特例等、(2) 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例、(3) 外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例、(4) 条約届出書等の提出手続

② 金融機関の営業所等の長が一定の手続書類の写しを作成し、当該書類の写しを保存することに代えて、当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、当該電磁的記録を保存できることとする。

【対象となる制度等】

一　２(1) 障害者等に対する少額貯蓄非課税制度

五　２(1) 振替国債等の利子の課税の特例等、(2) 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例、(3) 外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例

③ 一定の手続書類の書面による提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供の際に併せて行うこととされている住所等確認書類の提示又は特定署名用電子証明書等の送信を不要とする。

【対象となる制度等】

一　２(6) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等、(7) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）、(8) 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

令和3年度税制改正大綱（デジタル化関係抜萃）

（参考）税務手続等のオンライン化が措置された書類の例

電磁的方法による提出が可能とされた書類	
マル優・特優	（特別）非課税貯蓄申込書、（特別）非課税貯蓄申告書、（特別）非課税貯蓄限度額変更申告書、（特別）非課税貯蓄に関する資格喪失届出書、（特別）非課税貯蓄申込書を提出する者が告知をすべき事項を記載した帳簿の作成に係る申請書、（特別）非課税貯蓄申込書を提出する者が告知をすべき事項を記載した帳簿の記載事項の変更届出書、（特別）非課税貯蓄に関する異動申告書、（特別）非課税貯蓄廃止申告書、（特別）非課税貯蓄者死亡届出書、（特別）非課税貯蓄相続申込書
財形	財産形成非課税住宅(年金)貯蓄申込書、財産形成非課税住宅(年金)貯蓄申告書、財産形成非課税住宅(年金)貯蓄限度額変更申告書、財産形成非課税住宅(年金)貯蓄に関する異動申告書、財産形成非課税住宅(年金)貯蓄の勤務先異動申告書、転職者等の財産形成非課税住宅(年金)貯蓄継続適用申告書、海外転勤者の財産形成非課税住宅(年金)貯蓄継続適用申告書、海外転勤者の(特別)国内勤務申告書、育児休業等をする者の財産形成非課税住宅(年金)貯蓄継続適用申告書、育児休業等期間変更申告書、財産形成非課税住宅(年金)貯蓄廃止申告書、財産形成非課税年金貯蓄の非課税適用確認申告書、財産形成非課税年金貯蓄者の退職等申告書、一回に支払を受ける年金の額を記載した書面、事業譲渡等に関する書類、退職等に関する通知書、財産形成年金貯蓄者の退職等申告書に記載した氏名等に変更があった場合の届出書
その他	【公社債等の利子等の支払をする者等に対する書面】 公社債等の利子等の非課税申告書、国外公社債等の利子等の源泉徴収不適用申告書、金融機関が支払を受ける収益の分配に対する源泉徴収不適用に係る明細書、公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収不適用申告書 【振替国債等の利子の課税の特例等】 非課税適用申告書等、組合等届出書等及び組合契約書等の写し、適格外国仲介業者の承認申請書、適格口座管理機関の承認申請書、民間国外債等の利子の課税の特例における非課税適用申告書 【外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例】 非課税適用申告書等（国内金融機関等又は金融商品取引清算機関に対する書面） ※　書類の写しの保存に代えて電磁的記録の保存も可能に 【外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子等の課税の特例】 非課税適用申告書等（特定金融機関等に対する書面） ※　書類の写しの保存に代えて電磁的記録の保存も可能に 【条約届出書等の提出手続】 源泉徴収義務者等に対する書面

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

令和3年度税制改正大綱（デジタル化関係抜萃）

（参考）税務手続等のオンライン化が措置された書類の例

電磁的方法による提出を行う場合に住所等確認書類の提示又は特定署名用電子証明書等の送信が不要とされた書類	
NISA	金融商品取引業者等変更届出書、非課税口座廃止届出書、 特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書、非課税口座内上場株式等移管依頼書、 未成年者口座非課税口座間移管依頼書、特定累積投資上場株式等受入選択不適用届出書、 勘定の変更等に係る非課税口座異動届出書、非課税口座移管依頼書
ジュニアNISA	未成年者口座廃止届出書、未成年者口座内上場株式等移管依頼書、 特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書、未成年者口座移管依頼書
特定口座	特定口座源泉徴収選択届出書、源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書、特定管理口座開設届出書、 特定口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書、特定口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書、 営業所の移管又は勘定の設定若しくは廃止に係る特定口座異動届出書、源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

令和3年度税制改正大綱（デジタル化関係抜萃）

措置項目
税務関係書類における押印義務の見直し

＜税制改正大綱における記載（抜萃）＞

第一　令和3年度税制改正の基本的考え方

2. デジタル社会の実現

（2）納税環境のデジタル化

① 税務関係書類における押印義務の見直し

国・地方公共団体を通じたデジタル・ガバメントの推進による行政手続コストの削減や、感染症の感染拡大により、あらわになった課題への対応といった観点から、税務手続の負担軽減のため、税務署長等に提出する国税関係書類のうち納税者等の押印を求めているものについては、現行において実印による押印や印鑑証明書の添付を求めているもの等を除き、押印義務を廃止する。また、地方公共団体の長に提出する地方税関係書類についても、国税と同様、押印義務を廃止する。

第二　令和3年度税制改正の具体的内容

七　納税環境整備

1　税務関係書類における押印義務の見直し

提出者等の押印をしなければならないこととされている税務関係書類について、次に掲げる税務関係書類を除き、押印を要しないこととするほか、所要の措置を講ずる。

（1）担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類

（2）相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類

（注1）国税犯則調査手続における質問調書等への押印については、刑事訴訟手続に準じた取扱いとする。

（注2）上記の改正は、令和3年4月1日以後に提出する税務関係書類について適用する。

（注3）上記の改正の趣旨を踏まえ、押印を要しないこととする税務関係書類については、施行日前においても、運用上、押印がなくとも改めて求めないこととする。

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

令和3年度税制改正大綱（デジタル化関係抜萃）

措置項目
e-Taxによる申請等の方法の拡充
クラウド等を利用した支払調書等の提出方法の整備

＜税制改正大綱における記載（抜萃）＞

第二　令和3年度税制改正の具体的内容

七　納税環境整備

９　その他

（3）e-Taxによる申請等の方法の拡充

税務署長等に対する申請等で電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）によりその申請等に係る書面に記載すべき事項を入力して送信することができないものについて、書面による提出に代えて、スキャナによる読み取り等により作成した電磁的記録（いわゆる「イメージデータ」）を送信することにより行うことができることとする。

（注1）上記の改正は、令和3年4月１日以後に行う申請等について適用する。

（注2）上記の改正の趣旨を踏まえ、上記の申請等については、施行日前においても、運用上、上記により行うことができることとする。

（注3）政府全体として行政手続のデジタル化の推進を図る観点から、上記の改正と併せて、e-Taxとマイナポータル等のシステム連携による申告利便等の更なる向上に取り組む。

（5）クラウド等を利用した支払調書等の提出方法の整備

支払調書等の提出をする者は、あらかじめ税務署長に届け出た場合には、クラウド等（国税庁長官の定める基準に適合するものであることについてそのクラウド等を管理する者が国税庁長官の認定を受けたものに限る。以下同じ。）に備えられたファイルにその支払調書等に記載すべき事項（以下「記載情報」という。）を記録し、かつ、税務署長に対してそのファイルに記録されたその記載情報を閲覧し、及び記録する権限を付与することにより、支払調書等の提出をすることができることとするほか、所要の措置を講ずる。

（注1）上記の届出及び国税庁長官の認定に関する手続については、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとする。

（注2）上記の改正は、令和4年1月１日以後に提出する支払調書等について適用する。

（注3）上記の改正と併せて、クラウド等に記録された支払調書等の記載情報を納税者が活用するための対応を運用上行う。

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

○ 書面・押印・対面を要する手続の見直しが行われた事項

別紙６

● **日本投資者保護基金における検討の結果、以下の書類を含め、各種通知・届出・報告（以下「通知等」。）について、2020年10月１日以降の提出分より、押印の無い通知等でも受け付けるとともに、原則、必要事項を入力したデータを電子メールにより提出する運用に変更。**

No	書類・手続の名称	根拠
1	商号又は名称の変更報告書【様式１】	定款第10条第3項、業務規程第5条第2項第1号
2	資本金の額の変更報告書【様式２－１】、 持込資本金の額の変更報告書【様式２－２】、 大株主の変更に関する報告書【様式２－１と２－２の添付書類】	定款第10条第3項、業務規程第5条第2項第2号
3	本店の（位置・住居表示）の変更報告書【様式３－１】、 （本店・国内における主たる営業所又は事務所）の（位置・住居表示）の変更報告書【様式３－２】	定款第10条第3項、業務規程第5条第2項第3号、同第4号
4	会員代表者変更届出書【様式４－１】、 誓約書【様式４－１の添付書類】、 会員代表者代理人変更届出書【様式４－２】、 （会員代表者・会員代表者代理人）役名変更届出書【様式５】	定款第10条第3項、業務規程第5条第2項第5号
5	合併届出書（合併により消滅する場合以外）【様式６－２】、 事業の（全部・一部）の譲受けに関する届出書【様式８】、 分割による他社への事業の（全部・一部）の承継に関する届出書【様式９】	定款第10条第3項、業務規程第5条第2項第6号
6	分割による他社からの事業の（全部・一部）の承継に関する届出書【様式７】	定款第10条第3項、業務規程第5条第2項第7号
7	事業の（全部・一部）の譲渡に関する届出書【様式１０】	定款第10条第3項、業務規程第5条第2項第8号
8	有価証券関連業を行わない旨の変更登録に係る通知について ※特定有価証券等管理行為の開始・廃止のみ	定款第10条第1項、金融商品取引法第79条の53第1項第3号
9	純財産額が政令で定める金額に満たなくなった旨の通知について	定款第10条第1項、業務規程第5条第1項第3号
10	純財産額が資本金の額に満たなくなった旨の通知について	定款第10条第1項、業務規程第5条第1項第4号
11	業務の（休止・再開）に係る通知について	定款第10条第1項、業務規程第5条第1項第5号
12	破産手続開始等の申立てが行われた事実確認に係る通知について	定款第10条第1項、業務規程第5条第1項第7号
13	破産手続開始等の申立てに係る通知について	定款第10条第1項、業務規程第5条第1項第２号
14	金融商品取引業の登録の取り消しに係る通知について	定款第10条第1項、金融商品取引法第79条の53第1項第1号
15	金融商品取引業の廃止に係る通知について	定款第10条第1項、金融商品取引法第79条の53第1項第3号

○ 書面・押印・対面を要する手続の見直しが行われた事項

- **日本証券クリアリング機構における検討の結果、2020年11月30日の日銀出資証券等の引渡有価証券の授受時より、有価証券受渡印による押印を不要とし、新たに同社が発行する「有価証券授受資格証」を提示する方法による運用に変更。**

No	書類・手続の名称	根拠
1	有価証券受渡印に関する届出書	-

- **日本銀行における検討の結果、No.１及びNo.２については、電子メールによる提出を認める運用に変更（No.２については、押印を省略したものの提出を可能とする。）。**
  また、No.３については、個別の要望に応じて、電子メールにより通知する運用へと変更。

No	書類・手続の名称	根拠
1	業務及び財産の状況に関する説明書	考査に関する契約書
2	不正事件・事故報告	書面要請に基づき提出
3	「日本銀行外為法手続きオンラインシステムパスワード初期化依頼書」の結果通知	-

別紙７

日本証券業協会
JSDA Japan Securities Dealers Association

10/4は証券投資の日

日証協(総)2020第161号
2020年11月30日

会員代表者殿
特定業務会員代表者殿
特別会員代表者殿

日本証券業協会
会長　鈴木茂晴

本協会宛て届出書等の電子化の状況について

本協会では、「証券業界における書面・押印・対面手続の見直しに関するワーキング・グループ」の「第一次取りまとめ[1]」に基づき、本協会に御提出いただく届出書等の電子化並びに押印の廃止を順次進めてきているところでございますが、今般、「第一次取りまとめ」において「今後、電子化可能」としておりました届出書等について協会員から電子的に御提出いただけることとなりましたので、御通知申し上げます。

新たに電子的に御提出いただくことが可能となりました別紙記載の届出書等につきましては、協会ＷＡＮ双方向機能又は電子メールにより御提出くださいますようお願い申し上げます。

以上

本件に関するお問合せ先：総務部（TEL 03-6665-6800）
※　別紙に記載された文書の様式に関する問い合わせは、各担当部署にお問い合わせください。

[1] 2020年9月16日付け協会員通知「『証券業界における書面・押印・対面手続の見直しに関するワーキング・グループ』第一次取りまとめ及びこれを踏まえた証券戦略会議決議について」（日証協（企）2020第64号）参照。

＜別紙＞

書面の電子化を行った書類について

エクイティ市場部（TEL:03-6665-6770）					
番号	文書名	開始時期	提出方法 （書面の電子化）	書面への押印の要否	関連通知等
1	株主コミュニティの運営会員に係る宣誓書	2020年11月30日から	協会WANによる提出	不要	協会WAN「提出書類管理」ページに掲載済み 2015年6月19日、日証協(エ) 27 第69号「株式投資型クラウドファンディング業務及び株主コミュニティに係るＱ＆Ａ並びに各種書類の様式等について」参照
監査モニタリング部（TEL:03-6665-6777）					
番号	文書名	開始時期	提出方法 （書面の電子化）	書面への押印の要否	関連通知等
2	事業報告書（会員・特定業務会員）	2020年9月末決算会社の提出分から	協会WANによる提出	要	2020年10月７日、日証協（監モ）2020第10号「「事業報告書」等の提出について（９月～11 月決算会社用）」及び2020年11月16日、日証協（監モ）2020第12号「「事業報告書」等の提出について（12月～1月決算会社用）」参照。
規律審査部（TEL:03-6665-6778）					
番号	文書名	開始時期	提出方法 （書面の電子化）	書面への押印の要否	関連通知等
3	個人情報等漏えい等報告書	2020年12月1日から	協会WANによる提出	不要	2020 年11 月9日、日証協（規審）2020 第92 号「個人情報等漏えい等報告書の提出方法の見直しについて」参照。
金融・証券教育支援センター（TEL:03-6665-6767）					
番号	文書名	開始時期	提出方法 （書面の電子化）	書面への押印の要否	関連通知等
4	教材利用申請書・教材利用報告書	2020年9月9日から	申込フォームによる提出	不要	2020年９月９日、日証協（教）2020第１号「学校向け金融経済教育教材の提供について」参照。
公社債・金融商品部（TEL:03-6665-6772）					
番号	文書名	開始時期	提出方法 （書面の電子化）	書面への押印の要否	関連通知等
5	指定申請書	2020年11月６日から	協会WAN又は電子メールによる提出	不要	2020年11月６日、日証協（公）2020第42号「売買参考統計値等に関する本協会への提出書類に係る提出方法等の見直しについて」参照。
6	公社債店頭売買参考統計値発表制度・報告責任者及び担当者届出書	2020年11月６日から	協会WAN又は電子メールによる提出	不要	同上

7	合併に伴う新会社への気配報告業務の承継届出	2020年11月６日から	協会WAN又は電子メールによる提出	不要	同上
8	合併に伴う気配報告業務の承継届出	2020年11月６日から	協会WAN又は電子メールによる提出	不要	同上
9	営業譲渡に伴う譲渡先会社への気配報告業務の承継届出	2020年11月６日から	協会WAN又は電子メールによる提出	不要	同上
10	営業譲渡に伴う気配報告業務の承継届出	2020年11月６日から	協会WAN又は電子メールによる提出	不要	同上
11	日本銀行における国債ＤＶＰ取引システムの利用に係る「特定連結会社」の届出書	2020年11月６日から	協会WAN又は電子メールによる提出	不要	同上
12	外国投資信託証券取扱届出書及び確認書	2020年11月６日から	協会WAN又は電子メールによる提出	不要	2020年11月６日、日証協（公）2020第43号「外国証券に関する本協会への提出書類に係る提出方法等の見直しについて」参
13	外国株券等の国内公募の引受等の届出書	2020年11月６日から	協会WAN又は電子メールによる提出	不要	同上
14	外国株券等の国内公募の引受等の届出書の変更届	2020年11月６日から	協会WAN又は電子メールによる提出	不要	同上
15	継続開示義務を受けなくなった旨の届出書	2020年11月６日から	協会WAN又は電子メールによる提出	不要	同上
16	外国株券等の国内公募の引受等状況報告書	2020年11月６日から	協会WAN又は電子メールによる提出	不要	同上
17	外国株券等に係る情報収集業務方法書	2020年11月６日から	協会WAN又は電子メールによる提出	不要	同上
市場統計業務室（TEL:03-6665-6774）					
	文書名	開始時期	提出方法 （書面の電子化）	書面への押印の要否	関連通知等
18	指定報告協会員の辞退届出書	2020年11月30日から	協会WANによる提出	不要	
19	PSJ予測値報告参加会員届出書	2020年11月30日から	協会WANによる提出	不要	
20	PSJ予測値報告参加会員退出届出書	2020年11月30日から	協会WANによる提出	不要	
証券保安対策支援センター（TEL:03-5205-8930）					
番号	文書名	開始時期	提出方法 （書面の電子化）	書面への押印の要否	関連通知等

21	誓約書	2020年11月30日から	協会WANによる提出	不要	
22	生体認証登録兼個人情報提供同意書	2020年11月30日から	協会WANによる提出	不要	
23	「反社情報照会システム」利用申請書「照会方法１・２」の会員用	2020年11月30日から	協会WANによる提出	不要	
24	「反社情報照会システム」照会依頼申請書「照会方法３」の会員用	2020年11月30日から	協会WANによる提出	不要	
25	「反社情報照会システム」利用契約に係る解除申請書「照会方法１・２」の会員用	2020年11月30日から	協会WANによる提出	不要	
26	「反社情報照会システム」照会依頼契約に係る解除申請書「照会方法３」の会員用	2020年11月30日から	協会WANによる提出	不要	
27	他の会員への「照会依頼」に係る申請書	2020年11月30日から	協会WANによる提出	不要	
28	他の会員への「照会依頼」に係る解除申請書	2020年11月30日から	協会WANによる提出	不要	
29	改善報告書	2020年11月30日から	協会WANによる提出	不要	
自主規制企画部（TEL:03-6665-6769）					
番号	文書名	開始時期	書面の電子化（提出方法）	書面への押印の要否	関連通知等
30	倫理コード提出様式等（新規提出時）	2020年11月30日から	電子メールによる提出	不要	「協会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」第３条第１項に基づき提出を行うもの。
31	倫理コード提出様式等（変更時提出用）	2020年11月30日から	協会WANによる提出	不要	・「協会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」第３条第２項に基づき提出を行うもの。 ・2009年２月２日、日証協（自）20第117号「『モデル倫理コードの一部改訂」及び「自社の倫理コードの見直し』について」の脚注２において、郵送の場合、押印を求めておりますが、今後、郵送の場合であっても押印は不要となります。
32	アナリスト・レポートの公表等に係る届出	2020年11月30日から	電子メールによる提出	不要	「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」第16条に基づく届出を行うもの。